

information 各種情報

春はヒグマに注意

4月5日～5月11日は、「春のヒグマ注意特別期間」です。

ヒグマによる人身被害は春と秋に多く発生し、山菜採り中は特に被害に遭いやすくなっています。

◆あなたが被害に遭わないために

- 事前にヒグマの出没情報を確認する
- 1人では野山に入らない
- 野山では音を出しながら歩く
- 薄暗いときには行動しない
- フンや足跡を見たら引き返す
- 食べ物やゴミは必ず持ち帰る



◎問い合わせ先

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課

☎ 011-204-5205

中小企業・小規模事業の経営者の皆様へ

個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費等を残すことができるルールができました。

経営者の個人保証について、

- ①事業活動に必要な資産は法人所有とするなど法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合などに個人保証が不要になること
- ②多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決断した際に、手元に一定の生活費等が残ることや、「華美でない」自宅に住み続けられること
- ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除されること

などを定めた「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。ガイドラインに基づき金融機関と相談したい方、まずは中小企業基盤整備機構北海道本部までお問い合わせください。ご相談に応じるとともに、必要に応じて無料で専門家を派遣いたします。また、金融庁においても、金融機関等による本ガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施しています。

◎問い合わせ先

中小企業基盤整備機構北海道本部

☎ 011-210-7471

『こころの健康相談』のお知らせ

◆相談内容

- ①統合失調症、うつ病、認知症、アルコール依存症、高次脳機能障害、自殺関連の相談
- ②引きこもり、登校拒否、家庭内暴力、非行、性の問題
- ③家庭、職場、学校での人間関係問題

◆開催会場及び開催日時（事前予約制）

- 留萌保健所【15時～17時】
（平成26年4月15日、5月13日、7月1日、8月5日、9月2日、11月11日、12月2日、平成27年1月20日、2月3日、3月3日）
- 羽幌町保健センター【14時30分～16時30分】
（平成26年6月3日、10月7日）

◎問い合わせ先

留萌保健所 健康推進課 ☎ 42-8327

自動車税の納期限は6月2日(月)です

- 自動車税は、4月1日現在運輸支局に登録されている所有者（所得権留保付自動車の場合は使用者）に課税される税金です。必ず納期限内に納めましょう。
- 自動車税納税通知書の発付日は、5月7日(水)です。お手元に届かない場合は、札幌道税事務所自動車税課部(☎011-746-1190)までご連絡ください。
- 自動車税納税通知書は、金融機関や郵便局のほか、指定のコンビニエンスストアで納めることができます。

◎問い合わせ先

留萌振興局税務課 ☎ 42-8418

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

外国人は「ルールを守って」適正に雇用しましょう。

- ①雇入れる前に、就労が認められるか滞在資格を確認して下さい。
- ②外国人の雇入れと離職は、必ずハローワークに届け出て下さい。
- ③社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行いましょう。

◎問い合わせ先

ハローワーク留萌 ☎ 42-0388
留萌労働基準監督署 ☎ 42-0463